

日本カトリック看護協会規約  
Japan Catholic Nurses Association

**第一章 会の目的および活動**

第1条 本協会は日本カトリック看護協会と称する(Japan Catholic Nurses Association 略して JCNA)。

第2条

1. 本協会(以下、本会と言う)は日本カトリック司教協議会の公認のカトリック職能団体として、キリストの福音宣教の使命に参加する。
2. 本会には本部顧問司祭および支部顧問司祭をおく。

第3条

1. 本会はキリストの福音の精神に基づき、会員の靈性および学術向上と相互の親睦をはかり、社会の保健医療福祉の進歩に貢献することを目的とする。
2. 本会は上記の目的を遂行するために以下の活動を行う。
  - 1) 機関誌の発行と会員への配布
  - 2) 全国大会、研修会、黙想会等行事の開催
  - 3) 出版、メディア等による情報活動
  - 4) 保健医療福祉に貢献する社会活動
  - 5) その他本会の目的遂行に有益と思われる活動

第4条

1. 本会は国際カトリック看護協会(ICCN)および国際カトリック医療従事者協議会(CICIAMS)に加盟し、その国際的活動に参加する。
2. 本会は、日本カトリック医療団体協議会に加盟し、その活動に参加する。

**第二章 会員**

第5条 本会会員は、カトリック信者およびカトリックに理解を持つ下記の者とする。保健師、助産師、看護師、准看護師、その他本部が認める保健医療福祉従事者。学生は準会員とする。

第6条 本会会員になろうとする者は次の入会手続きを経て会員証の交付を受ける。

1. 所定の入会申し込み書に該当年度の会費(準会員は半額)を添えて所属しようとする支部に申し込む。
2. 支部会計係は前項会費を受領した時本部に登録する。本部から会員証を交付する
3. 会員が住所その他に変更を生じた場合は所属支部に届ける。

第7条 会員が本会を退会する時は所属支部に届け出、支部役員はその旨を本部に報告する。

### 第三章 会の組織および機関

第 8 条 本会は本部および支部をもって組織する。

第 9 条

1. 本会は本部事務局を下記におく。  
住所…(最終項参照)
2. 本部事務局は各支部との連携を保ち、本会の運営に関わる事務業務を行う。

第 10 条

1. 支部は本部の業務を支援し、その所掌事務を行う。
2. 新しく支部を発足させる場合、支部は原則として会員 10 名以上をもって組織し、本部役員会によって承認を受ける。

第 11 条

1. 本部は総会を設ける。
2. 総会は本部役員を選出ならびに事業計画について審議決定する。

第 12 条 総会は次のメンバーをもって構成する。

1. 会長
2. 副会長および本部役員
3. 支部代表 1 名

第 13 条

1. 会長は本会を代表し、これを統括する。
2. 会長が会議に出席できない時は会員のうちからその代表者を任命することができる。但し、国際会議に派遣される代表者の任命は、あらかじめ本部役員会の承認を得なければならない。

### 第四章 会計および庶務

第 14 条 本会の経費は会費その他の寄付金をもって支弁する。

第 15 条 本会の会計は本部会計および支部会計により成る。

第 16 条 総会の費用は本部会計において取り扱う。

第 17 条 本会の会計年度は 9 月 1 日に始まり翌年 8 月 31 日に終わる。

第 18 条 本会の会計は年に一度総会に提出し承認を得なければならない。

第 19 条 会員名簿の登録については次のように定める。

1. 支部は所属会員の名簿を作成し、これを本部に提出する。
2. 支部は会員の移動についてその都度移動先の支部に通知するとともに本部にも報告する。
3. 会員の移動する教区に支部のない場合は近接支部に登録する。

### 第五章 役員及び職務

第 20 条 本部は次の役員をもって構成する。

1. 会長 1 名
2. 副会長 1 名

その他の役員若干名とし、会計、書記、庶務、広報、渉外の役務を担当する。

第 21 条 本部役員職務権限は次のとおりとする。

1. 会長は本部役員会の事務を統理する。
2. 副会長は会長を補佐し、会長の事故ある時は副会長がその職を代行する。
3. 書記は会議の記録および会員名簿の作成、保管、情報連絡、その他記録に関する庶務を行う。
4. 会計は現金出納預金および借入金その他、帳簿を管理し、本部役員会および総会において経理に関する報告を行う。
5. 庶務は事務的管理および支部との連絡をはかる。
6. 広報は機関誌、ニュース等の編集および発行を行う。

第 22 条 本会の各支部は役員会を持つ。

1. 支部長 1 名
2. 支部役員若干名

支部長はその所掌する支部に関する業務を行う。

支部役員は支部長を補佐し支部庶務を行う。

第 23 条

1. 本部役員は総会で選出承認される。
2. 支部役員はその支部に所属する会員のうちから選出し、本部に届け出る。

第 24 条 会長の任期は 3 年とする。但し、再任を妨げない。本部役員任期は 2 年とする。但し、再任を妨げない。

本部役員は任期終了後でも後任者が就任するまではその職務を行う。

第 25 条 本会の選挙は無記名投票をもって行うことを原則とする。

## 第六章 会議

第 26 条 本会の会議は総会および本部役員会の二つとする。

第 27 条 総会は年一回定期的に開催する。

第 28 条 本部役員会は少なくとも年 4 回開催する。

第 29 条 総会および本部役員会は随時必要と認められた時会長が招集することができる。

## 第七章 全国大会および研修会

第 30 条 全国大会または研修会は原則として年一回開催する。

第 31 条 全国大会または研修会は会長が必要と認めた時は随時開催することができる。

## 第八章 規約の承認および改正

第 32 条

1. 本規約は 1957 年 5 月 3 日総会において出席者の 3 分の 2 以上の賛成を得て発効する。
2. 規約の改正は総会において出席者の 3 分の 2 以上の賛成を得て行われる。

## 第九章 附則

1. 1960 年 11 月 4 日 規約一部改正
2. 1966 年 5 月 3 日 一部改正
3. 1968 年 2 月 18 日 一部改正
4. 1976 年 10 月 9 日 一部改正
5. 1987 年 5 月 9 日 一部改正
6. 2001 年 5 月 12 日 一部改正
7. 2010 年 5 月 15 日 一部改正
8. 2010 年 10 月 29 日 一部改正
9. 2012 年 9 月 1 日 一部改正